第1回受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会での議論の概要

1. 受動喫煙防止対策の現状及びより一層の推進が求められる施設について

- 〇健康増進法に基づく公共の施設に限らず、屋外、家庭等における受動喫煙防止対 策まで含めて検討すべきではないか。
- 〇特に受動喫煙による害を受けやすい妊婦や子どもの利用する施設等での受動喫煙防止対策をより一層推進すべきであり、学校、公園、遊園地、路上における受動喫煙対策の推進が重要ではないか。また、海外では、妊娠中の喫煙を法律で禁止している国もあり、胎児を喫煙による害から守ることについて優先的に取り組む必要があるのではないか。
- ○公共性の高い学校、病院等については、より一層、受動喫煙防止対策を推進すべきではないか。例えば、禁煙キャンパスという言葉の実効性を強める必要があるのではないか。
- ○中小の飲食店については、受動喫煙対策の取組が遅れているとの報告があるが、 禁煙席を確保するためのスペースの問題や、常連の顧客が喫煙者の場合には、 禁煙を徹底することが難しいなどの問題がある。
- 〇宴会場や客室を備える旅館、特に小さな旅館等では、利用者側に公共空間という 意識が薄く、受動喫煙防止対策に関する理解が得にくい状況にある。
- ○公共交通機関で既に対策がとられたところに対しても、より進んだ提案がされるべきではないか。

2. 受動喫煙防止対策を推進するための方策について

- 〇普及啓発について
 - ・ 喫煙者に受動喫煙による害について正しい情報提供を行い、喫煙者が受動喫煙による被害を与えているとの認識を持つことが重要。
 - ・ 受動喫煙をなくすためには、喫煙者が禁煙するために必要な正しい情報をより 身近なものにしていく必要がある。
 - 小さな店やタクシー等が公共空間であるとの認識を深めていく必要がある。
 - セクシャルハラスメント(セクハラ)という言葉のように、スモーキングハラスメント (スモハラ)という言葉を普及していくべきではないか。

○従業員の健康被害について

- ・顧客の喫煙による従業員の受動喫煙の観点からの対策も必要ではないか。
- ・職場の喫煙率が高い場合、休憩室等で受動喫煙にさらされることがあり、職場という観点で対策が必要ではないか。

〇その他

店主も従業員もリスクを承知で合意の上なら、喫煙者専用の居酒屋や小さな飲食店があってもよいという意見もあるかもしれない。

3. 各種データの取得について

- 〇住空間の変化に対応した受動喫煙による曝露状況を調査する必要があるのでは ないか。
- 〇受動喫煙によるたばこ煙への曝露をより正確に評価するための研究をさらに推進 する必要があるのではないか。
- ○飲食店では、禁煙にすることによる経営への影響が懸念されており、飲食店等に 受動喫煙防止対策の推進を求めるのであれば、経営に与える影響について情報 が必要ではないか。

4. これからの方向性について

- 〇将来的な受動喫煙防止対策のあるべき姿を描き出した上で、そこへの道筋として 現状において、実施すべき事項を検討することが重要ではないか。
- ○受動喫煙防止対策を推進する上では、文化と風潮を作り出すことが重要ではない か。

第2回受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会での議論の概要

1. 情報、普及啓発関係

- 喫煙者にとっての対応策の情報はどの程度発信されており、どのような情報が本来喫煙者の健康を踏まえたいい情報・対策なのか。
- たばこの害についてだけでなく、安く、楽に禁煙する方法があるという情報をより発信するべきではないか。
- 経営者の、たばこを吸う人は自己管理ができない、あるいは将来保険料が高くかかるなどのインセンティブについて、健康教育の一環として啓発することが必要ではないか。
- 教育委員会に禁煙教育に取り組んでもらい、将来学校の先生になる学生が正確な たばこの害を学び、喫煙防止教育をできるような能力を身につけていけるようにす るべきではないか。
- スモーキングハラスメント(スモハラ)のキャンペーンを行うのはどうか。
- 胎児の脳をたばこが傷つけるという情報が行き渡っていないため、キャンペーンのような形で広めていくべきでないか。
- たばこへのアクセスの障壁を高くし、喫煙者が内服薬等の禁煙グッズをもっと手軽 に活用できるようにするべきではないか。

2. 各種データ関係

- 健康増進法第25条で保護される対象として、飲食店の従業員等も含まれるのか。
- 行政の持つ権限や措置がどの程度あるか等のマッピングが必要ではないか。
- 喫煙の連鎖というものがある程度データ等ででるならば、情報の発信や対応策もより具体的になるのではないか。
- 外国でレストランやバーが全面禁煙になってもビジネス等にはあまり影響がないというデータがあればよいのではないか。
- 受動喫煙の生体への影響についてより明確な根拠が必要ではないか。
- 行政の施策の中に、妊婦をたばこの煙の曝露から守るためにできることはあるのか。

3. その他

- 法律の改正まで行かなくても、運用面で強制力を持たせるような方法をとるべきで はないか。
- 子どもが禁煙パッチ等を使う危険はないか。
- 〇 北海道の事業所の従業員が、喫煙対策が不十分として会社と争って解雇されたが、 労働基準監督署が指導して解雇を取り消し、事業所においてたばこ対策に取り組むようになったという事例有。
- 煙が残留している部屋に従業員を入れてしまったから経営者の責任が問われるといった方向に議論が行くべきではない。
- 全体としてどのようなところであれば安全に喫煙でき、喫煙者が簡単に見つけることができるのかについても考えていく必要があるのではないか。

第3回、第4回受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会での議論の概要

1. 日本学術会議の見解

- 受動喫煙防止対策のための法制化について日本の取組は最低レベルの評価。
- ガイドラインに沿って、公共の場所における屋内、公共交通機関での全面禁煙を明示して、罰則のある強制力を伴う法を整備する必要がある。
- 屋内禁煙法によって心筋梗塞が減ることが明らかにされている。
- 無煙たばこも含めて脱たばこ社会を目指す。

2. 業界の立場としての見解

- 一律の禁煙又は分煙を義務付けることは適切ではないのではないか。
- 行政においても、自主努力を支援して欲しい。
- 事業者、利用者双方の理解を得るために、早急な結論や方向付けを避けて、十分 な議論を重ねて欲しい。

委員の意見

社会的なサポートがないまま業界に任せるだけでは解決は遅れていくのではないか。

3. 禁煙グルメサイト管理者から見た業界の現状

- 喫煙率の高い世代ほど外食に行き、非喫煙者が喫煙者に合わせて喫煙席を利用 することが多いのではないか。
- 未成年者の従業員を受動喫煙から守る取組がなされていないのではないか。
- 売り上げの問題から禁煙に出来ない店舗もある。

委員の意見

○ スタート時点からたばこゼロの世代を育てていくことと、既に体験してなかなか止められない人の禁煙をサポートすることを同時に進行できる施策をやっていくべきではないか。

4. たばこ産業の見解

- 第一に健康増進法を周知することで更に分煙の取組が進むのではないか。
- 公共の場所での規制は支持する。
- 健康影響があることは否定しない。
- 施設の形態に応じて、全面禁煙や分煙も認めるべき。

5. 受動喫煙防止条例(神奈川県)について

- 受動喫煙防止対策を更に推進していくためには、罰則を含めた条例を制定すべき。
- 施設の形態によっては、分煙もやむを得ない。
- 周知・準備期間を設ける。